

合併市に関する調査

記入月日：

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・新発田市（しばたし）
合併期日	平成15年7月7日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県新発田市中央町4 10 4（旧新発田市）
人口（合併直近の国調）	90,604人
面積	469.54km ²
議員定数	30人（自治法法定定数）
関係市町村名	新発田市、豊浦町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	新発田市	82,004	433.59	30	22.12%
	豊浦町	9,812	35.95	18	25.82%
合計	—	91,816	469.54	48	—

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度当初予算（財政力指数は平成11年度～平成13年度の平均）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	新発田市	27,380,000	8,557,149	5,400,000	新産、特農	0.55
	豊浦町	3,796,000	966,613	1,230,000	新産	0.42
合計	-	31,176,000	9,523,762	6,630,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年9月30日	解散年月日：平成15年6月30日
内容	平成14年1月～14年9月 平成14年9月～15年6月 平成14年12月 平成15年3月 平成15年4月	任意協議会 法定協議会 両市町議会による廃置分合の議決 新潟県議会による廃置分合の議決 総務大臣告示
住民発議について	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市町村建設計画	計画の期間：平成15年度～平成25年度	
基本計画の主要項目	自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり 産業と観光を活かした交流の都市づくり 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり	
旧市町村庁舎の利活用	新発田市豊浦支所として活用し、住民サービスに密着したサービスの窓口業務を行う。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	有の場合： 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="checkbox"/> 無	有の場合： 3年10ヶ月 (ただし、任意協議会において、豊浦町議会議長から、在任する豊浦町の議員は「合併後2年を目安に、合併特例法に基づき増員できる定員4人を残し辞表を提出する」との申し入れがあった。)
議会の議員の報酬額	月額：45.6万円(議長)、月額 39.2万円(副議長)、月額 36.2万円(議員)	
地域審議会の設置について	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に規定する付属機関を設置 合併により生じる様々な問題を解決し、新市の速やかな一体性を確保するためには、旧市町村単位での設置となる合併特例法に規定する地域審議会よりも、合併後の新市全体の問題について柔軟な諮問が可能な機関が適当であるとの考えから、地方自治法に規定する付属機関を設置することとした。 現時点では当該付属機関を設置していないが、今後詳細を検討していく予定。 	
地方税に関する特例	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
内容	合併年度とそれに続く3ヵ年度(平成18年度まで)は、不均一課税とし、平成19年度から新発田市の制度を適用する。	
合併特例債発行限度額(億円)	158.8億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置等)</p> <p>財産及び公の施設の取扱い・・・豊浦町の財産及び公の施設は、すべて合併後の新発田市に引き継ぐ。なお、本田財産区財産は、新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来の慣行によるものとする。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い・・・豊浦町の農業委員会を新発田市の農業委員会に統合し、豊浦町の農業委員のうち、選挙による委員は、新発田市の農業委員の残任期間、引き続き新発田市の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>地方税の取扱い・・・都市計画法、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。ただし、個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割は、合併年度とこれに続く3か年度は不均一課税とする。</p> <p>都市計画法は合併年度とこれに続く3か年度は現行どおりとし、新市で調整する。</p> <p>国民健康保険税は、合併後、新市で税率を改正する。ただし、15年度は不均一課税とし、それぞれ現行の税率とする。</p> <p>入湯税については豊浦町の制度を適用する。</p> <p>一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>特別職の身分の取扱い・・・豊浦町の特別職の職員(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町長が別に協議して定める。</p> <p>行政組織機構等の取扱い</p> <p>豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。支所の組織については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>豊浦町に置かれている付属機関及び委員会等は、原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。</p> <p>町字名の取扱い・・・両市町の町字名については、現行どおりとする。</p> <p>慣行の取扱い</p> <p>豊浦町民憲章・豊浦音頭は、豊浦地区の憲章・音頭として伝承していく。</p> <p>豊浦町の木、花については、豊浦地区推奨の木、花として伝承していく。</p> <p>宣言は新発田市の宣言を適用する。</p> <p>介護保険事業の取扱い・・・合併時に介護保険事業を見直し、新たに保険料を設定する。ただし、合併年度はそれぞれ現行の保険料とする。</p> <p>地域審議会について・・・地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会を設置する。</p>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	特になし